

告 示

埼玉県告示第千四百四十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年十一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年十月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人全国熟年協会

三 代表者の氏名

小暮 文雄

四 主たる事務所の所在地

埼玉県狭山市祇園十七番二十号

五 定款に記載された目的

この法人は、超高齢化社会問題の基本対応策が予防介護である事を認識し、関連催事及び中高年齢者の活動を支援する事により自立・自主的な活動を促し、健康を維持して心身を積極的に活動させ、寝たきり防止を図る事を目的とする。